

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会
松浦海区漁業調整委員会 告示第1号)の一部を次のように改正する。
海区漁業調整委員会事務局設置規程(昭和52年
令和7年3月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西久保 敏
松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関する事。 (4)～(11) 略 2 略	(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>子育て部分休暇</u>、引き続き3日以内の特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関する事。 (4)～(11) 略 2 略

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。